

新旧対照表

【関税率表解説（平成23年11月18日財閥第1318号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 28 類	第 28 類
無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素 又は同位元素の無機又は有機の化合物 (省 略)	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素 又は同位元素の無機又は有機の化合物 (同 左)
28.33 硫酸塩、みょうばん及びペルオキソ硫酸塩（過硫酸塩） (省 略) (A) 硫酸塩 この項には、この節の総説に掲げる除外例を除き、硫酸 (H_2SO_4) (28.07) の金属塩を含む。ただし、水銀の硫酸塩 (28.52)、硫酸アンモニウム (31.02 又は 31.05) 及び硫酸カリウム (31.04 又は 31.05) は、純度のいかんにかかわらず、この項には含まない。 (1) ナトリウムの硫酸塩：これには次の物品を含む。 (a) 硫酸二ナトリウム（中性硫酸ナトリウム）(Na_2SO_4)：無水塩又は水化物として存在し、粉又は大きな透明結晶、空気中で風解し、水に溶けて温度を降下させる。十水塩 ($Na_2SO_4 \cdot 10H_2O$) はグラウバー塩 (Glauber's salt) として知られている。不純物を含む硫酸二ナトリウム（純度 90 ~ 99%）は、通常各種の製造工程の副産物として得られ「芒硝 (saltcake)」と称され、この項に属する。硫酸二ナトリウムは、染色助剤、ガラス製造（瓶、クリスタルガラス及び光学ガラスの製造においてガラス化できる混合物を得るため）のフラックス、皮なめし、製紙工業（化学パルプの製造）、繊維工業のサイジング剤、医薬（下剤）等に使用する。 天然のナトリウムの硫酸塩（石灰芒硝 (glauberite)、ブローダイト (bloedite)、 <u>reussin</u> 、アストラカナイト (astrakhanite) は、含まない (25.30)。 (b) 及び (c) (省 略) (省 略)	28.33 硫酸塩、みょうばん及びペルオキソ硫酸塩（過硫酸塩） (同 左) (A) 硫酸塩 この項には、この節の総説に掲げる除外例を除き、硫酸 (H_2SO_4) (28.07) の金属塩を含む。ただし、水銀の硫酸塩 (28.52)、硫酸アンモニウム (31.02 又は 31.05) 及び硫酸カリウム (31.04 又は 31.05) は、純度のいかんにかかわらず、この項には含まない。 (1) ナトリウムの硫酸塩：これには次の物品を含む。 (a) 硫酸二ナトリウム（中性硫酸ナトリウム）(Na_2SO_4)：無水塩又は水化物として存在し、粉又は大きな透明結晶、空気中で風解し、水に溶けて温度を降下させる。十水塩 ($Na_2SO_4 \cdot 10H_2O$) はグラウバー塩 (Glauber's salt) として知られている。不純物を含む硫酸二ナトリウム（純度 90 ~ 99%）は、通常各種の製造工程の副産物として得られ「芒硝 (saltcake)」と称され、この項に属する。硫酸二ナトリウムは、染色助剤、ガラス製造（瓶、クリスタルガラス及び光学ガラスの製造においてガラス化できる混合物を得るため）のフラックス、皮なめし、製紙工業（化学パルプの製造）、繊維工業のサイジング剤、医薬（下剤）等に使用する。 天然のナトリウムの硫酸塩（石灰芒硝 (glauberite)、ブローダイト (bloedite)、 <u>ミラビライト (reussin)</u> 、アストラカナイト (astrakhanite) は、含まない (25.30)。 (b) 及び (c) (同 左) (同 左)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閥第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 29 類	第 29 類
有機化学会品	有機化学会品
(省略)	(同左)
29.37 ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン (天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。) 並 びにこれらの誘導体及び構造類似物(主としてホルモンとして使用す るもので、変性ポリペプチドを含む。)	29.37 ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン (天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。) 並 びにこれらの誘導体及び構造類似物(主としてホルモンとして使用す るもので、変性ポリペプチドを含む。)
(省略)	(同左)
除外	除外
この項には、次の物品を含まない。	この項には、次の物品を含まない。
(1)～(3) (省略)	(1)～(3) (同左)
(4) ホルモンとみなされる場合もあるが、真のホルモン活性を有しない物 品	(4) ホルモンとみなされる場合もあるが、真のホルモン活性を有しない物 品
(a) シスチン、システイン (I N N) 及びこれらの塩酸塩 (29.30)	(a) シスチン、システイン (I N N) 及びこれらの塩酸塩 (29.30)
(b) メチオニン及びそのカルシウム塩 (29.30)	(b) メチオニン及びそのカルシウム塩 (29.30)
(c) 神経伝達物質類及び神経調整物質類 (ニューロモジュレーター) ; 例えば、 <u>sepranolone</u> (I N N) (29.14)、ドパミン (dopamine) (29.22)、 アセチルコリン (acetylcholine) (29.23)、セロトニン (serotonin) (5-ヒドロキシトリptamin又は5-ヒドロキシ-3-(β-アミノエチル)インドール) (29.33)、ヒスタミン (histamine) (29.33) 及びこれらの受容体作用剤又は受容体拮抗剤物質のような関連物質	(c) 神経伝達物質類及び神経調整物質類 (ニューロモジュレーター) ; 例えば、ドパミン (dopamine) (29.22)、アセチルコリン (acetylcholine) (29.23)、セロトニン (serotonin) (5-ヒドロ キシトリptamin又は5-ヒドロキシ-3-(β-アミノエチル)イ ンドール) (29.33)、ヒスタミン (histamine) (29.33) 及びこれら の受容体作用剤又は受容体拮抗剤物質のような関連物質
(d) 白血病阻害因子 (ヒト) 成長因子エンフィレルミン (emfilermine) (I N N) (29.33) 及び纖維芽細胞成長因子レピフェルミン (repifermin) (I N N) (29.24)	(d) 白血病阻害因子 (ヒト) 成長因子エンフィレルミン (emfilermine) (I N N) (29.33) 及び纖維芽細胞成長因子レピフェルミン (repifermin) (I N N) (29.24)
(e) ラニセミン (lanicemine) (I N N) (29.33) 及びネボスチネル (nebostinell) (I N N) (29.24) のような NMDA (N-メチル-D-ア スパラギン酸) 受容体拮抗剤	(e) ラニセミン (lanicemine) (I N N) (29.33) 及びネボスチネル (nebostinell) (I N N) (29.24) のような NMDA (N-メチル-D-ア スパラギン酸) 受容体拮抗剤
(f) ヘパリン (30.01)	(f) ヘパリン (30.01)
(g) 変性免疫産品 (30.02)	(g) 変性免疫産品 (30.02)
(5)～(9) (省略)	(5)～(9) (同左)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(省 略)</p> <p>号の解説</p> <p>(省 略)</p> <p>2941.30 テトラサイクリンの誘導体は、部分的に水素添加したテトラサイクリン骨格の4-ジメチルアミノ-ナフタセン-2-カルボキシアミドを分子中に含む活性な抗生物質である。エステルは、また誘導体と認められる*。 この号は、クロロテトラサイクリン (INN)、<u>エラバサイクリン (INN)</u> 及びロリテトラサイクリン (INN) を含む。しかしながら、アクラルビシン (INN) 及びドキソルビシン (INN) のような「ルビシン」タイプのアントラサイクリンは、テトラサイクリンの誘導体と認められない。</p> <p>(省 略)</p>	<p>(同 左)</p> <p>号の解説</p> <p>(同 左)</p> <p>2941.30 テトラサイクリンの誘導体は、部分的に水素添加したテトラサイクリン骨格の4-ジメチルアミノ-ナフタセン-2-カルボキシアミドを分子中に含む活性な抗生物質である。エステルは、また誘導体と認められる*。 この号は、クロロテトラサイクリン (INN) 及びロリテトラサイクリン (INN) を含む。しかしながら、アクラルビシン (INN) 及びドキソルビシン (INN) のような「ルビシン」タイプのアントラサイクリンは、テトラサイクリンの誘導体と認められない。</p> <p>(同 左)</p>
<p>第 70 類</p> <p>ガラス及びその製品</p> <p>(省 略)</p> <p>70.20 その他のガラス製品</p> <p>この項には、この類又はこの表の他の類の他の項に含まれないガラス製品（ガラス製の部分品を含む。）を含む。 これらの物品は、ガラス以外の材料を結合したものであっても、ガラス製品の重要な特性を有する限りこの項に分類する。この項には、次のものを含む。</p> <p>(1) ~ (4) (省 略) (5) その他のもの、例えば、漁網用の浮き、<u>戸又は cistern chain</u> 等の握</p>	<p>第 70 類</p> <p>ガラス及びその製品</p> <p>(同 左)</p> <p>70.20 その他のガラス製品</p> <p>この項には、この類又はこの表の他の類の他の項に含まれないガラス製品（ガラス製の部分品を含む。）を含む。 これらの物品は、ガラス以外の材料を結合したものであっても、ガラス製品の重要な特性を有する限りこの項に分類する。この項には、次のものを含む。</p> <p>(1) ~ (4) (同 左) (5) その他のもの、例えば、漁網用の浮き、<u>戸の握り及び取手、水槽、鎖、</u></p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>り及び取手、水彩絵の具用のポット、とりかご用の附属品（餌入れ、水槽等）、店頭装飾用の陳列瓶、点滴管、アルコールバーナー（70.17 項のものを除く。）、ピアノ又は家具の脚に使用するベースカップ、ガラス製モザイクキューブから作り上げた完成したパネルその他の装飾用モチーフ（枠を有するか有しないかを問わない。）、救命ブイ及び救命帯</p> <p>（省 略）</p>	<p>水彩絵の具用のポット、とりかご用の附属品（餌入れ、水槽等）、店頭装飾用の陳列瓶、点滴管、アルコールバーナー（70.17 項のものを除く。）、ピアノ又は家具の脚に使用するベースカップ、ガラス製モザイクキューブから作り上げた完成したパネルその他の装飾用モチーフ（枠を有するか有しないかを問わない。）、救命ブイ及び救命帯</p> <p>（同 左）</p>
<p>第 84 類</p> <p>原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品</p> <p>（省 略）</p> <p>84.08 ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）</p> <p>8408.10—船舶推進用エンジン 8408.20—第 87 類の車両の駆動に使用する種類のエンジン 8408.90—その他のエンジン</p> <p>（省 略）</p>	<p>第 84 類</p> <p>原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品</p> <p>（同 左）</p> <p>84.08 ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）</p> <p>8408.19—船舶推進用エンジン 8408.20—第 87 類の車両の駆動に使用する種類のエンジン 8408.90—その他のエンジン</p> <p>（同 左）</p>